

## 阿蘇草原再生協議会公募要領

阿蘇草原再生協議会事務局  
(九州地方環境事務所内)

### 1. 趣旨

阿蘇の草原地域の自然再生（以下「阿蘇草原再生」という。）は多様な主体による長期の取り組みが必要となるため、多くの主体が共通の認識を持った上で連携していく必要性から、平成17年12月2日、自然再生推進法に基づく手続きを踏まえ、「阿蘇草原再生協議会」（以下「協議会」という。）が設置されました。計画段階から事業実施及び維持管理段階に至るまで、阿蘇草原再生に関する活動に自主的かつ積極的に取り組んでいただける方や土地の管理者等の関係者を、協議会委員として募集します。

### 2. 協議会の役割

協議会では、阿蘇草原再生の取り組みを推進するため、以下のことを行います。

- ① 阿蘇草原再生全体構想の作成
- ② 阿蘇草原再生の活動の実施者による実施計画及び活動計画の協議
- ③ 阿蘇草原再生の活動の実施に係る連絡調整
- ④ その他必要な事項の協議

### 3. 協議会の構成

協議会は、阿蘇草原再生に関わる以下の方々によって構成されます。

- ① 阿蘇草原再生の活動を実施しようとする者
- ② 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地管理者等、その他①の者が実施しようとする阿蘇草原再生の活動に参加しようとする者
- ③ 関係行政機関及び関係地方公共団体
- ④ その他協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

なお、委員の任期は、偶数年度の年度末までとし、再任を可とします。

### 4. 応募資格

別紙「阿蘇草原再生協議会設立趣意書」の趣旨にご賛同いただき、阿蘇の草原を保全・再生・維持管理していくことにつながる活動に継続的に参加していただける個人、団体または法人とします。

例えば、以下のような方が対象となります。

- ・ 実際に土地を管理し、放牧や採草によって草原を利用・管理している区、牧野組合、牧野組合員やその他の個人
- ・ 草原環境に関する調査研究を行っている研究者、専門家
- ・ 採草、野焼きなどの草原維持管理作業を支援する活動を行うボランティアの団体や個人
- ・ 野草堆肥による農産物づくりなど、野草採草の増進につながる活動をしている団体や個人
- ・ 草原環境学習に関する活動や草原環境に関する普及啓発を行っている団体や個人

## 5. 協議会において検討・協議する内容

協議会においては、全体構想を検討・協議するほか、個別の内容について、小委員会等を組織し関係者で検討・協議します。

現在は、以下の会合が設置されています。括弧内は事務局担当団体

- ・ 牧野管理小委員会（財団法人阿蘇グリーンストック）
- ・ 草原環境学習小委員会（九州地方環境事務所）
- ・ 野草資源小委員会（NPO法人九州バイオマスフォーラム）
- ・ 情報戦略会議（九州地方環境事務所）

## 6. 新規加入

応募用紙に必要な事項を記入の上、郵送、FAX 又は電子メールで、阿蘇草原再生協議会事務局まで応募してください。応募用紙には団体・法人用、個人用がありますので、いずれかをご使用ください。

直近の協議会にて、出席した委員の合意を得た上で、委員として参加頂けます。

## 7. 留意事項

協議会への参加にあたって必要となる交通費等の必要経費は、応募された方の自己負担とし、報酬等のお支払いもないものとさせていただきます。

## 8. 送付先、問合せ先

「阿蘇草原再生協議会」事務局

事務局窓口

所在地：〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川 1180

環境省阿蘇くじゅう国立公園管理事務所

TEL：0967-34-0254 FAX：0967-34-2082

e-mail：NCO-ASO@env. go. jp

※ 阿蘇草原再生に関する詳しい情報源

- ・ 環境省阿蘇草原再生ホームページ <https://aso-sougen.com/>